

木更津市 RPA 導入実証実験業務プロポーザル実施要領

1 目的

人口減少、少子高齢化社会が進展するなか、生産年齢人口の減少に比例し、今後本市職員数も減少していくことが予想される。

本市では、持続可能な行財政運営を構築していくため、事務の効率化・省力化を図る手法の一つとして RPA の導入を検討している。

そこで、受託事業者の専門的な知見による助言や技術的な支援を受け、実証実験を行うことにより、本市事務の効率化・省力化の効果検証をし、導入に向けた検討を行うため実施するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 木更津市 RPA 導入実証実験業務
- (2) 業務場所 木更津市役所駅前庁舎及び朝日庁舎
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 2 年 3 月 25 日（水）まで
- (4) 業務委託内容 別紙「木更津市 RPA 導入実証実験業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 予算額（上限） 700,000 円
本事業の契約に係る上限予算額（税込）であり、予定価格は別途算定する。

3 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市 RPA 導入実証実験業務受託候補者選定委員会で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 参加の条件

- ① 木更津市入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定により木更津市の入札参加制限を受けていない者
- ③ 受注者を決定する日までに、木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者
- ④ 相互に資本関係又は人的関係のある者が、本業務に同時に参加していないこと
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者でない者、又は本プロポーザルの公表日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていない者

- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

5 実施スケジュール

内 容	期 日
事業の公告	令和元年7月30日(火)
質問受付期限	令和元年8月2日(金)午前11時
質問回答期限	令和元年8月6日(火)午後3時
参加意向確認書提出期限	令和元年8月9日(金)午後5時
提案書提出期限	令和元年8月28日(水)午後4時
見積書提出期限	
業者選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和元年9月9日(月)
業者決定通知	令和元年9月中旬
契約締結予定	令和元年9月中旬

6 参加意向申出書

(1) 提出期間

令和元年8月2日(金)～令和元年8月9日(金)

※各日午前8時30分～午後5時（但し土・日曜日は除く。）

(2) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和元年8月9日までの消印があるものとし、事前に事務局担当者にて電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

参加意向確認書（様式1） 1部

7 質問及び回答について

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、開封確認を付した電子メールにより質問書（様式2）を、以下に示す事務局宛に提出すること。また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和元年7月30日(火)から令和元年8月2日(金)午前11時まで（必着）。なお、

受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年8月6日(火)午後3時までにはすべての提案参加希望者に電子メールにて行うものとする。

8 企画提案の方法

(1) 提出期間

令和元年8月9日～令和元年8月28日(木)

※各日午前8時30分～午後5時(但し土・日・祝日は除く。)

※提出期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

(2) 提出方法

事務局へ持参する。

(3) 提出書類

① 提案書 紙媒体 7部提出(1部は代表者印押印のこと)

② 見積書(実証実験分・本格導入分) 各1部提出。様式は任意。

※代表者印押印のうえ、封入・封印すること。

本格導入分は、RPA作成は同時に5名まで、RPA実行は同時に10名までの利用と仮定し、①RPAソフトウエアライセンス料)、②シナリオ作成サポート業務にかかる費用、③その他関連業務についても区分して記載すること。また、導入時の活用人数の見直しに応じて再算定できるよう、単価を明記すること。

③ 電子データ(プレゼンテーションに使用する場合のみ)

Microsoft Office Power Point 2013のソフトで対応できるもの。

なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。

※プレゼンテーション用データのみ令和元年9月4日(水)までに電子メール等により再提出を可能とする。

(4) プレゼンテーションの順番

提案書類提出時にくじをひき、番号の大きい提案者から当日プレゼンテーションを開始する。※提案者を参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてくじをひく。

(5) 提案書等の作成について

① 次の項目について記載すること。

・会社概要(パンフレットでも可。)

・本業務に関する考え方(RPAの運用に伴うBPRの実施等。)

- ・ R P A ソフトウェアの特色
 - ・ 本業務にかかる実施体制（従事者の経験年数、業務実績等。）
 - ・ 本業務の実施プラン、実験業務の選定に関する考え方
 - ・ 効果検証の考え方
 - ・ 本格導入に関する提案
 - ・ その他追加提案
 - ・ 契約実績（自治体業務に関するもの。）
- ② 提案書は、A 4、縦版、左綴りで両面印刷し、添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。
- ③ 提案書は、添付書類も含めページ番号を付し、簡易製本した物とすること。
- ④ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。
- ⑤ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑥ 見積書は任意様式により作成する。作成した見積書は封入・封印のうえ、1部提出すること。

(6) 提出上の留意事項

- ① 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ② 提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。
- ③ 提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

9 書類の提出先（事務局）

参加意向申出書及び提案書等の提出先

〒 2 9 2 - 8 5 0 1

木更津市富士見1丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎 総務部行政改革推進室

T E L 0 4 3 8 - 2 3 - 7 4 1 0

F A X 0 4 3 8 - 2 5 - 1 3 5 1

E-mail gyoukaku@city.kisarazu.lg.jp

10 プレゼンテーションの実施

「木更津市 R P A 導入実証実験業務受託候補者選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 開催日時 令和元年9月9日（月） 午後1時30分から
（開始時間、会場は、参加事業者あてに後日電子メールにより通知）
- (2) 内容 1事業者30分程度

(20分以内：プレゼンテーション、10分：質疑応答)

(3) 出席者 各事業者3人以内とし、そのうち1人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。

(4) その他 プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする。

(パソコンには、Microsoft Office Power Point 2013 をインストール)

1.1 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

「木更津市 RPA 導入実証実験業務受託候補者選定委員会」の審査によって決める。

(2) 選定方法

提出書類の書面提案評価とプレゼンテーションの提案評価により総合的に選考し、受託候補者を選定する。

1.2 結果通知

審査結果については、令和元年9月中旬までに参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切応じない。

1.3 契約等

(1) 受託候補者選定後の委託契約の手続き

- ① 提案書の内容について、市と受託候補者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きに基づき、再度見積書（提案書の提出時の見積書とは別に）を徴取したうえで契約書を取り交わすものとする。
- ② 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、木更津市 RPA 導入実証実験業務受託候補者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- ③ その他、本要領の内容に違反する場合。

(3) その他

- ① 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- ② 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。

- ③ 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- ④ 提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合又は提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、失格とみなす。
- ⑥ 本プロポーザルにより決定した事業者は、本派遣業務の主たる部分を再委託してはならない。
- ⑦ 本派遣業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
- ⑧ gyoukaku@city.kisarazu.lg.jp からの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

1.4 その他

様式 1	プロポーザル参加意向申出書
様式 2	質問書